自 動 車 賃 貸 借 契 約 書

標津町議会議員選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という）と

（以下 「乙」 という）は、自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

　　公職選挙法第１４１条の規定に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号

３　台　　数　　　　　　　１台

４　借入れ期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　　日間

５　契約金額　　　　　　　　円　内訳　１日　　　　　円×　　　日間

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき標津町に対し請求する者とし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、標津町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は標津町には請求ができない。

令和　　年　　月　　日

　甲　標津町議会議員選挙候補者

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　乙　住　　所

　　　名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用自動車燃料供給契約書

標津町議会議員選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という）と

（以下 「乙」 という）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

２　供給場所

所在地

名　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金額

単価1リットル当り　　　　円(税込/税抜)、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

　　なお、給油量により、請求金額に１円未満が生じた場合は、小数点以下を

（切り上げ/切り捨て/四捨五入）する。

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき標津町に対し請求する者とし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、標津町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は標津町には請求ができない。

令和　　年　　月　　日

　甲　標津町議会議員選挙候補者

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　乙　住　　所

　　　名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

自 動 車 運 転 契 約 書

標津町議会議員選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という）と

（以下 「乙」 という）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　　日間

　　　　　　　　　原則として毎日　　時　　分から　　時　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　　円）

３　運転する自動車の車種及び登録番号

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第１０９条の４の規定に基づき標津町に対し請求する者とし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、標津町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は標津町には請求ができない。

令和　　年　　月　　日

　甲　標津町議会議員選挙候補者

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　乙　住　　所

　　　名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞